

令和5年度 第2回松本市空家等対策協議会 議事録

開催日時： 令和5年12月19日（火）
午後2時00分から午後3時10分まで

開催場所： 松本市大手公民館 2階 大会議室

出席委員： 臥雲義尚委員（松本市長）【代理出席：桐沢明雄建設部長】
清水聰子委員（松本大学 総合経営学部総合経営学科長 教授）
愛川直秀委員（長野県弁護士会松本在住会 弁護士）【会長】
大出 繁委員（長野県司法書士会松本支部 司法書士）【副会長】
澤地和宏委員（公益社団法人 長野県建築士会松筑支部住宅ストック活用対策委員長）
矢口則義委員（公益社団法人 全日本不動産協会長野県本部本部長）
伊藤順一委員（社会福祉法人松本市社会福祉協議会 地域福祉課長）
赤羽 勝委員（松本商工会議所 常務理事）
野竹 寛委員（松本市町会連合会 副会長）
小林稔政委員（信州中古住宅流通ネットワーク会長）
上條 豊委員（松本警察署長）【代理出席：近藤生活安全第一課長】
降幡明生委員（松本広域消防局長）【代理出席：宮島予防課長】
中村 均委員（長野県松本建設事務所建築課長）
小坂正則委員（長野地方法務局松本支局統括登記官）【代理出席：小島統括登記官】

事務局： 住宅課 西山課長 川久保課長補佐 須山主任 加来主事
移住推進課 長田課長 高橋課長補佐 金子主任

1 開会

2 あいさつ （桐沢明雄建設部長）

3 議事（進行：愛川会長）

- (1) 松本市空家等対策計画に基づく空家等対策の取組状況について
事務局から資料1、資料1-1を説明

【質疑回答】 質問なし

- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う対応について
事務局から資料2、資料2-1を説明

【質疑回答】

(委員)

管理不全空家等について、空き家の所有者と連絡が取れず、境界の立ち合いができないときも含めて指導・勧告できるように出来ないか。法務局もやってもらえない。

(委員)

法改正にその内容は考えられていますか。

(事務局)

改正法で所有者不在の場合の管理人を裁判所に請求できるようになったが、施行されて日が浅く、費用面の問題等の情報が少ないため、どこまで現実的に実施されているかは分からない。先ほどの当事者がいないため事業が止まってしまうケースについては、その様な代替方法が議論され始めた段階です。

(委員)

空き家の枝葉が出ていて隣に迷惑をかけている場合は(市が)連絡を取ってくれて、境界立ち合いの場合は連絡を取ってもらえない。境界立ち合いの方が大事。その方が空き家を減らす要素だと思う。確定測量図がないと土地を買ってもらえない。

(委員)

境界立ち合いのために財産管理人を選任するのは難しい。費用を誰が出すのか。財産管理人がいきなり立ち合いに行っても現場で判断できない。

(委員)

固定資産税情報からアプローチできるのではないか。

(事務局)

空家法に基づき、固定資産税情報を照会し、管理を促すことはできますが、強制することが出来ないというのが今の問題点だと思います。

(委員)

強制出来なくても、伝えてもらうだけでも違うのではないか。

(事務局)

周囲に迷惑が掛かっているようであれば、こういう内容でお隣さんが困っています。市に連絡をください。という通知を出している。

(委員)

どの様な状況ならやってもらえるのか。

(事務局)

ケースバイケースです。

(委員)

空き家をなくすには一步も二歩も前に行くことをしないと意味がない。市の条例で所有者の居場所を明らかにするとか、そのくらい強い意志が無いと空き家はなくならないと思う。

(委員)

意見として。相続前に認知症になり、依頼されて推定相続人を調べるにしても、市役所は公用で戸籍を簡単に取れるが、民間は戸籍が取りにくいいため、探索コストが非常にかかるということがあります。

(3) 特定空家等認定後の経過について (非公開)

(4) その他

(小島登記官) 長野地方法務局からの情報提供

相続登記の義務化が6年4月1日から開始するので、広報活動も実施しています。皆さんの団体にもご協力をお願いすることがありますので、よろしくお願い致します。

その他の意見、質問なし、終了